

佐賀県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 5 号

佐賀県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県農業協同組合法施行細則（平成22年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の届出）</u> 第22条 省令第231条第3項の規定による届出は、<u>業務及び財産状況説明書類縦覧開始届出書（様式第39号）によらなければならない。</u></p>	<p>第22条 削除</p> <p><u>（会計監査人の就退任届出）</u> 第39条の2 法第97条（同条第12号の規定により省令第231条第1項第21号に定める場合に限る。）の規定による届出は、<u>会計監査人就退任届出書（様式第63号の2）によらなければならない。</u></p>

様式第39号を次のように改める。

様式第39号 削除

様式第63号の次に次の様式を加える。

様式第63号の2（第39条の2関係）

番 年 月 日 号

佐賀県知事 様

所在地
組合名
代表理事組合長氏名 印

会計監査人就退任届出書

農業協同組合法第97条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

（就任）

会計監査人氏名(法人にあっては、監査法人名)	就任日

（退任）

会計監査人氏名(法人にあっては、監査法人名)	退任日

（添付書類）

- 1 就任又は退任についての議決をした総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。